利尻富士町広報紙

利尻富士町役場

お知らせ『りしり富士』

第６８１号　Ｎｏ.１
令和６年５月１５日発行
（編集：企画政策課）

狂犬病予防注射・混合ワクチンの実施について

福祉課住民係

令和 6 年度狂犬病予防注射を下記のとおり実施いたしますので、必ず受けていただきますようお願いいたします。利尻富士町に犬の登録をされている方には、詳しい日程表を後日個別に送付いたしますが、登録されていない方には日程表が送付されませんので、至急役場にて登録の手続きをされますようお願いいたします。

狂犬病予防注射実施日　　令和 6 年 6 月 8 日（土）

※ すでに犬の登録をされている方には、会場及び時間帯の通知を後日郵送いたしますので、そちらをご確認ください。
※ 生後 90 日以下の犬は予防注射を受けられませんのでご了承下さい。

狂犬病予防注射・畜犬登録料金

区　分	登録料金（１頭）	注射料金（１頭）	計
新規登録飼育者	3,000 円	3,240 円	6,240 円
登録済飼育者	―	3,240 円	3,240 円

※つり銭のないよう料金をご持参下さい。

各届出事項

〇犬を新たに飼ったとき【新規登録】
飼った日から 30 日以内に役場にて登録願います。（登録料 3,000 円）
なお、「血統書」がある場合は持参願います。

〇飼い犬が死亡したとき【死亡届】
死亡した日から 30 日以内に役場に届出願います。

〇飼い主が変わったとき【変更届】
町内の場合～変わった日から 30 日以内に役場に届出願います。
町外の場合～変わった日から 30 日以内に新しい飼い主の住所地を役場に届出願います。

〇飼い主の住所・飼い犬の所在地が変わったとき【変更届】
変わった日から 30 日以内に新住所地の役場に届出願います。

犬猫混合ワクチン実施日　　令和 6 年 6 月 23 日（日）
総合交流促進施設りぷら前　13：30～15：30

※ワクチンを希望される方は６月１４日(金)までに福祉課にお電話下さい。
TEL：０１６３-82-1113(直通)

犬猫混合ワクチン料金

―	猫３種	犬５種	犬６種	犬８種
注射料金	5,500 円	実施なし	6,500 円	8,500 円

フェリーに積載した自動車航送料を助成しています

産業振興課水産港政係

利尻富士町フェリー積載自動車航送料助成金募集要領

原油価格や物価高騰により厳しい環境に置かれた生活者の消費を下支えするため、利尻富士町民が、フェリーに自家用自動車を積載し、北海道本土とを往復する必要が生じた場合、予算の範囲内において自動車航送料の往復運賃の一部を助成いたします。

【対 象 者】　利尻富士町民（自家用自動車をフェリーに積載する運転者）

【支援内容】　鴛泊港を起点とした自家用自動車の稚内往復運賃のうち、別表に定める額を対象経費とし、その半額を助成します。

利用区分	３m未満		４m未満		５m未満		６m未満	
	往路	復路	往路	復路	往路	復路	往路	復路
５月	9,580 円	9,580 円	12,550 円	12,550 円	15,870 円	15,870 円	19,890 円	19,890 円
６月～８月	11,630 円	11,630 円	15,240 円	15,240 円	19,270 円	19,270 円	24,150 円	24,150 円
９月～	9,580 円	9,580 円	12,550 円	12,550 円	15,870 円	15,870 円	19,890 円	19,890 円

【事業期間】　**『令和６年５月１３日鴛泊港出発から９月３０日鴛泊港到着まで』**

【支援条件】
- 使用車両は利尻富士町民（個人又は会社）が所有又は使用する自家用自動車とする。
- 鴛泊港を起点に原則３０日以内で北海道本土とを往復すること。（稚内起点の利尻への往復又は離島間の往復は対象外とします。）
- 適用する車両は６m未満までの定員２名以上の普通自動車及び小型自動車、軽トラックを含む軽自動車に限ります。（その他トラック・バス・バイク・自転車・レンタカー等は対象外）

※基本的にはハートランドフェリー(株)の離島住民に対する自家用自動車の自動車航送運賃の割引適用者が支援対象となりますが、会社名義の車両（営業用以外）についても支援の対象としております。

※３０日以内の往復を予定していたが、通院、看護、介護等の理由でやむを得ず延長となる場合は対象とします。（当初から３０日を超える往復の場合は対象外とします。）

【申請方法】

（１）ハートランドフェリーに往復で予約し、予約番号をお控え願います。

（２）電話等により水産港政係へ申込み願います。申込みは、①住所・氏名・電話番号、②出発日、③帰島予定日、④車両の長さ、⑤往復の予約番号を伝えることで申込完了となります。

（３）今年より申請書の送付はしませんので、申請書様式は役場窓口か鬼脇支所、海の駅おしどまり観光案内所窓口に配備したものをご利用ください。

（４）帰島後２週間以内に助成申請書に往復の自動車航送券を貼り、自動車運転免許証・自動車検査証・指定口座の写しを添付し提出願います。

（５）申請書を審査し、適当と認めた場合、指定口座に振り込み致します。

問合せ先：役場産業振興課水産港政係（TEL：82-1350、FAX：82-1373）

一定面積以上の土地取引には届け出が必要です

企画政策課

土地の売買・賃貸・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届け出が必要です。

【対象となる面積】

① 市街化区域　２千㎡以上
② 市街化区域以外の都市計画区域内　５千㎡以上
③ 都市計画区域外　１万㎡以上

※利尻富士町では③のみ該当となります。
他の市町村で取引をする場合は土地が所在する市町村にご確認ください。

【届出者】

・土地の権利取得者（買主等）

【届出期限】

・契約締結日から２週間以内
※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。

【提出書類】　各３部

・土地売買等届出書
・土地売買等契約書の写し
・土地の位置を明らかにした縮尺５万分の１以上の地形図
・土地及びその付近の状況を明らかにした５千分の１以上の図面
・土地の形状を明らかにした図面
・委任状（代理人が届出する場合）

【罰則】

届出をしないと法律で罰せられることがあります。

【届出・問合せ先】

企画政策課企画調整係　TEL：０１６３－８２－２８５０

★☆★☆★☆

★☆★☆★☆

利尻富士町広報紙

利尻富士町役場

お知らせ『りしり富士』

第６８１号　Ｎｏ.2
令和６年５月１５日発行
（編集：企画政策課）

利尻富士町地球温暖化対策実行計画〈区域施策編〉【概要版】の配付について

企画政策課

利尻富士町は、２０２３（令和５）年３月に利尻町・礼文町との３町により「ゼロカーボンシティ宣言」を共同宣言し、２０５０年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指して、脱炭素社会の実現に向け主体的に取り組んでいくこととしております。

このたび、その主体的な取り組みを具体化するため、地域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画である『利尻富士町地球温暖化対策実行計画』を策定しましたので、概要版について配布いたします。

＜計画の公表先＞　https://www.town.rishirifuji.hokkaido.jp/rishirifuji/1583.htm

＜お問い合わせ先＞　利尻富士町企画政策課
TEL：0163-82-2580（直通）
E-mail　kikaku@town.rishirifuji.hokkaido.jp

★☆★☆★☆